

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月1日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川処理区寺尾子安合流幹線下水道緊急工事（その2）

2 履行（納品）場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和8年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 契約予定概算額

¥ 27,000,000. -

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 鹿島建設株式会社 執行役員支店長 松田 雅人

所在 横浜市西区みなとみらい3-3-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

神奈川水再生センターへの流入幹線である寺尾子安合流幹線において、幹線内部のコンクリートが著しく腐食していることが判明しました。

早急な措置を行わないと構造上不安定な状況が続き、事故等のリスクが高まります。本工事では、緊急的に寺尾子安合流幹線の監視保全のための工事を行います。

8 契約の相手方の選定理由

当該幹線は神奈川水再生センターの流入管きよであり、構造的・社会的影響の観点から緊急度が特に高いと判断し、速やかな対策と監視保全が必要とされます。

そのため、本件緊急工事の実施にあたり、迅速な対応が可能であり、現場の監視保全が可能な技術を有する鹿島建設株式会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

下水道河川局管路整備課